

平成 26 年度 京北やまぐにの郷 事業報告

概況

今年度は新規利用者の 1 名の受け入れを行い、施設入所支援 47 名、生活介護 49 名、短期入所 1 名の利用者にて支援の実施を図る。年度内に新たに 1 名の入所者の受け入れを整えることが急務であったが、4 人部屋及び 2 人部屋という環境において利用者の調整が難しく、現状として受け入れができずに終わる。

障がい者支援の受け皿として機能せざるを得ない現状であるが、法人として、利用者が生活の場で普通に暮らすという環境を整え、社会で暮らす環境づくりの時期にあると考える。

前年度に着手できずに終わった浴室改修が完了し、生活場面における危険箇所の改善（バリアフリー化）を図った。入所利用者の平均年齢が 44 歳となり、中高年齢化及び機能低下が見受けられる。併せて保護者様の状況変化も大きい。また、利用者の家族との離別ケース（2 件）あり、帰宅困難者の増加等、利用者を取り巻く環境は大きく変化している。当然のことながら家族との離別の側面に限らず、帰宅が困難となった利用者自身の生活変化に対してケアを要する。今後においてウェートを置くことが求められる。

法人経営の多角化を視野に入れ、京都市若杉学園の再整備事業にエントリーする。
3 法人によるコンペを実施し、選定の結果、残念ながら不採用となった。

27 年度の報酬改定により、実質的な減収があり、法人としては、今後においても事業の多角化も視野に入れ、事業検討の必要があると思われる。28 年度に行われる障害者総合支援法の見直しに係る情勢変化の波を受け止め、利用者の QOL を低下させることの無いよう安定的な経営を図ることが必要と思われる。

また、新聞等、取りざたされる障がい者虐待事案を真摯に受け止め、法人においても虐待防止の取り組みを強化し、身体拘束（行動制限）の廃止に向けた取り組みを一層進める必要がある。生活環境とともに支援環境を整え、利用者の権利擁護に向けた取り組みを継続しなければならない。

1 法人の基本理念に対する取り組み・評価・課題

- ① 自閉症をはじめとする知的障がいのある利用者に、自立度を高める支援を行うとともに、個人としての尊厳が守られる幸福な生活の場を提供する。

◇取り組み（施設の取り組みとして）

利用者個々の障がい特性や個性を踏まえ、個別支援計画に反映させ支援サービスを提供する。個別支援計画の説明同意については代理者・保護者の立会いを原則とする。支援の質を向上させるため、外部委託による職員研修を実施する。

◇評価

前年度において、支援計画の説明同意について来郷されなかった代理者(1 件)・

保護者（2件）に個別に連絡し、利用者の状態を把握して戴くともに、個別支援計画に係る説明同意を得るよう努めたが、今年度においては、継続して徹底するまでに至らず。

◇課題

保護者の高齢化により、施設への来郷が困難となるケースが増加の傾向（運転免許返納等）にあり、利用者の代弁者であり、契約代行者としての役割を果たせない状況が出てくるため、兄弟姉妹への代理者変更のケース（4件）や成年後見制度の活用となるケース（4件）が年々増加の傾向にあり、27年度も2～3件、成年後見制度の活用準備が必要と思われる。

② 利用者の個々のニーズに対応した多様な支援ができるよう創意工夫に努める。

◇取り組み（施設として）

利用者個々の障がい特性や個性を踏まえ、個別支援計画に反映させて支援サービスを提供する。立案に際して、利用者は意思表示が困難であるため、代理者・保護者からの聞き取りを実施する。個別支援計画の説明同意については、代理者・保護者の立会いを原則とする。

職員の支援力向上のため、外部委託による職員研修を実施する。

◇評価

全てのニーズに応えることは困難であるが、ニーズを整理し、実現可能なニーズについては、個別支援計画に反映させることはできた。

外部委託研修の実施により、研修の受講機会を提供し、新たな『気づき』を得る機会を提供し、刺激を受けることはできた。

◇課題

個々の多様なニーズに対応し、実現するには入所型施設においては限界があることは永遠の課題と思われる。課題解消には個別対応できるだけの人員配置をすることが必要であり、人件費等、経営的に困難であるため、根本的な解決に至らないのが現状である。

研修の継続実施により、より実践的な支援力の向上を図る必要があると思われる。

2 京北やまぐにの郷 運営目標に対する取り組み・評価・課題

2-1 法令の遵守（コンプライアンス）

① 平成25年4月1日より施行された障害者総合支援法をはじめとする各法令を遵守し、適正な施設運営を展開する。

◇取り組み

障害者総合支援法について、職員全員に周知し、適正な業務執行を図る。経営の透明化を図るため、財務諸表等を施設ホームページ上に掲載する。

◇評価

サービス提供において基本となる法令の遵守においては、逸脱すること無く業務

執行を行う。特に身体拘束や行動制限においては説明同意のプロセスを遵守する。

虐待防止に係る意識向上のため、施設内研修を実施し、職員に対する意識化を図ることについては取り組めた。

◇課題

身体拘束（行動制限）ゼロへの検討、実施に向け、環境整備を行う必要があり、完全実施するまでには至っていない。法人としての方針として掲げるとともに、施設内の環境整備を図る必要がある。

② 障害者虐待防止法に則り、利用者の人権擁護に努める。

◇取り組み

利用者支援において、適切な支援サービスが実施されるよう虐待防止や身体拘束（行動制限）について職員間での共通認識を深める。

◇評価

虐待防止に関するマニュアルや業務振り返りシートを用いて虐待防止に向けての意識化を図った。また、施設内研修では、虐待防止をテーマに研修を実施して意識の向上を図ることができた。人権に関わる委員会（人権検討委員会）を適宜、実施して利用者の行動制限に係る検討を行うことは取り組めた。

◇課題

虐待は、いつ、どこにでも起こりうる問題として共通認識を持ち、職員全員が虐待に関する研修を実施したが、定期的には実施するに至っていない。また、実施した業務振り返りシートを職員へ十分にフィードバックできず、今後、周知徹底することが必要となっている。

2-2 サービスの質の向上

① 利用者一人ひとりの障がい特性を理解し、個別支援計画を策定する。計画に沿った支援サービスを提供する。

◇取り組み

定期的な見直しを実施（最低 6 か月に一度）し、利用者の実態に即した支援を提供する。支援計画と実際の支援が乖離することが無いよう、確認する。

アセスメント（評価）⇒計画策定⇒提示⇒モニタリングの策定行程について徹底を図り、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：支援、Check：評価、Action：見直し）によって個別支援計画が形骸化しないようにする。

◇評価

前年度と同様にPDCAサイクルを用いることにより、利用者に対し、必要な支援の提供を行うことはできた。

◇課題

全利用者の個別支援計画を全職員が周知し、サービスにおける全体化の徹底を目標としたが、十分に周知できずに終わる。業務として全利用者の個別支援計画を把握し、多くの視点から支援や計画策定のプロセスに関わることが必要ではあるが、計画策定に支援時間が割かれるのは本末転倒であり、調整が難しい状況である。

② ケースカンファレンス（会議）の定期的な実施により、支援の共有を徹底する。

◇取り組み

利用者の状況や支援の状況を共有し、利用者支援の向上を図る。

◇評価

定期的な会議としての全利用者の実施はできない状況であったが、必要とされる利用者や支援において疑問や共有が必要と思われるケースについては、会議を実施することにより、共有化を図ることはできた。

◇課題

職員全員が会議に参加することが困難であるため、会議結果の周知を図ることを徹底する。また、利用者全員をケースカンファレンスに挙げていくことを目標に掲げ、支援の共有化を図ることが必要と思われる。

③ 苦情処理制度の利用を周知徹底する。

◇取り組み

施設運営並びに支援計画等に関する疑問や要望・意見等に関して、苦情解決制度を活用し、施設や利用者支援の向上を図る。代理者・保護者にご意見箱に投函をお願いするとともに、施設からのおたよりに意見募集を記載する。「ご意見記入用紙」を定期的に同封して返送して戴くことも併せて実施する。

◇評価

「ご意見箱」への投函数は少ない状況ではあるが、意見を戴く機会としての役割は果たしていると思われる。直接、職員に指摘される（2件）、連絡ノートに疑問等を指摘されるケース（1件）も見受けられた。

◇課題

苦情や意見を出しやすい環境づくりのため、無記名（匿名）でも可能であることを「ご意見記入用紙」に明示して、構えずに苦情が出せる環境づくりを進めてきたが、一層の工夫の必要があると思われる。

④ 日々の業務や支援の状況を振り返る機会を設定するため、業務振り返りシートの記入を導入する。

◇取り組み

業務を振り返る機会を設け、支援の状況や抱えている課題について把握し、以後の支援に活かしていく。

◇評価

記入された振り返りを職員に周知できずに終わる。

◇課題

継続的な振り返りを提供できなかったことは課題であり、振り返りを活かす取り組みを行わなければ支援場面に生きてこないため、振り返りシートの内容を見直し、継続実施しやすいシートに改良を検討中。

2-3 人材の確保と職員の資質向上

① 利用者支援において、人材は『宝』と捉え、安定的な人材確保に努める。

◇取り組み

求人ツールを活用するとともに、大学への求人活動、ハローワークや京都府福祉人材センターへの登録継続、福祉職場就職フェアの参加により効果的な求人活動を実施する。

◇評価

重要案件であった看護師の確保は、年度当初に正規採用として、看護師の入職を受け、利用者の健康面でのケアについては確保できた。支援員の採用については、確保できず次年度も現員での支援環境となる。

◇課題

支援員の確保については、地理的な環境や実施事業から新卒学生、若年既卒者から敬遠される現実もあり、職員確保においては大きな課題が残る状況となっている。(ex. 運転免許の不所持、単一事業のみの事業体系)

② 良質な支援サービスを提供できるよう、法人職員としての資質向上のため、職員研修を実施する。

◇取り組み

a) 利用者に良質なサービスを提供するため、職員の障がい及び自閉症に対する専門性の確立並びに支援技術の向上に努める。

b) 外部委託による職員研修を実施し、職員の資質向上を図る。

◇評価

外部委託による研修については、年度途中からではあったが、NPO 法人朔日の会に委託し、3回実施する。利用者支援について、基本に立ち返ることから始めることができた。

また、職員会議後に人数自体は少数単位ではあるが、利用者支援に係る検討会を職員主体での継続実施については評価できるものと思われる。

◇課題

外部委託研修では、職員の支援レベルが研修内容に達していないというケースもあり、支援レベルの底上げが必要となっている。職員の専門性や支援力の向上には研修受講や自己研鑽は不可欠であるため、利用者帰宅日を活用して施設内研修を調整し、継続実施していく。

2-4 利用者の重度化・高齢化への対応

① 利用者の重度化・高齢化に伴う施設環境整備を図る。

◇取り組み

利用者の高齢化・機能低下に伴い、医療的側面の強い支援が際だつ対象利用者について、施設で安心・安全な生活を保障できるか否かを見極めていくことに努める。利用者にとって、幸福の所在について検討することに努める。

◇評価

機能低下の著しい利用者において、安全面確保を優先して支援を提供している。施設自体が完全なバリアフリー化には至っていない現状において、建物構造的に当施設が受け止めるべき利用対象から、かけ離れてきているケース（2件）もあり、可能な限り安全面に配慮し、改修を行い対応しているのが現状である。

◇課題

入所型施設として受け止めるには、医療的課題、構造的課題を解消する必要がある。当施設の性格上、医療的ケアや介護的ケアを必要とする利用者を安全に安心して支援を提供できない環境下に立たされている現実がある。機能低下や高齢化に伴い、より安心できる施設への移行・移籍が出来ない状況下では、危険回避しつつ、高齢者施設への移行準備を進めることしかできないのが実情である。

- ② 施設入所支援（夜間ケア）事業では受け止めが厳しい利用者への高齢者施設移行に向けた検討を実施する。

◇取り組み ◇評価 ◇課題

①と同様

- ③ 医療機関との連携強化に向け、医療面の課題解消を目指す。

◇取り組み

医療機関との連携を強化するため、現状で受入が困難な診療科目における協力医療機関の検討を進める。

◇評価

医療機関との連携については、現状の協力医療機関との関係に留まる。現状の協力医療機関に無い診療科目への協力医療機関とする対応については、未着手に終わる。また、他の医療機関において入院及び手術が望まれる対象者に対し、家族の医療同意を得るまでに至らず、次年度に係るケース（1件）が出ている。

◇課題

入院を要する場合において、付添が必須で無い医療機関との提携ができるかの取り組みに至らず。今回の事案は成年後見制度利用者であるが、医療侵襲の問題が浮き彫りとなったケースであった。現場の努力により対象者の親戚に依頼し解決の糸口が見えたことは評価できるが、今後において同様のケースが出てくる可能性は少なからずあると思われる。

2-5 利用者の権利擁護への取り組み

- ① 利用者の権利擁護に向け、成年後見制度の活用を図る。

◇取り組み

代理者の高齢化に伴う利用者への代理機能が困難となったケースにおいて、利用者の権利擁護のため、成年後見制度の活用に向けた取り組みを行う。

◇評価

成年後見制度への移行が必要なケースについては、順次取り組みを実施し準備を進めている状況（1件）。

◇課題

代理者が代理機能として困難となっているケース（1件）で成年後見制度への移行準備を進めたが、27年度も継続して行う必要がある。その親族（父母の兄弟姉妹）との連絡調整が難しいケース（1件）もあり、円滑に進めることが困難な場合もあるため、今後において保護者に対して移行への準備についての情報提供及び学習会実施するとともに、後見人からの話題提供を受ける機会を設定することも検討する必要がある。

② 法人、施設、支援員と利用者等は対等な契約関係であり、信頼関係作りに努める。

◇取り組み

対等な契約関係と説明同意のプロセス管理の徹底を図る。

今年度末で満了となるサービス利用契約の更新を行う。

◇評価

年度末において、契約満了に伴う契約更新を3月において実施する。

5月初旬の時点で2名の未更新者を除き、契約更新を実施した。

◇課題

①と同様に今後において代理機能が困難になるケースが増加することを想定して成年後見制度への移行に向けた準備や情報提供を保護者・家族に周知していくことも必要と思われる。

2-6 地域貢献と社会参加

① 関係機関との連携強化と社会資源として、関係機関との協働と連携を図り、施設の社会資源としての役割を果たす。

◇取り組み

a) 地域行事への積極的参加と交流を図るとともに障がい理解への啓発を図る。

◇評価

地域行事への参加については、利用者の興味や能力、本人の希望に応じて参加する機会を提供する。全員参加することが利用者にとって、逆に不安やストレスを生じさせる場合もあり、利用者個々に応じて対応した。楽しみとなる行事については、可能な限り参加できるよう配慮を行う。

◇課題

外食や外出（食事を伴うもの）については、医療的、栄養面から配慮が困難な対象者については、施設内で配慮された食事を提供している。しかし、外食等については、安全に食事を提供することを前提に外食先に許可を得た上で、機会を提供する。健康面を第一義に考え、代理者・保護者に承諾を得ているが、継続して検討する必要があると思われる。次年度においては、地区体育大会の参加を辞退し施設において利用者の体力に応じた取組を検討して取り組む。

◇取り組み

b) 京北地域の教育機関との交流学習を継続して取り組み、障がい理解を深める。

◇評価

例年通り、3月に京北第二、第三小学校6年生対象に障がい理解をテーマに人権学習の授業を受け持つ。地域で将来を担う児童への障がい者理解促進の手助けを実施した。また、6月に右京区役所京北支所の人権研修会、3月に京都市の虐待防止研修の講師・ファシリテーターとして赴く。

◇課題

社会福祉法人として、福祉施設としての社会貢献として、今後も継続した取り組みを行うことが必要と思われる。

- ② 京都市及びU-NET（右京障害者支援ネットワーク）等を通じて、右京区内の事業所との関係強化に努める。

◇取り組み

京都知的障害者福祉協議会、U-NET等を通じて事業者間の連携を深める。

◇評価

京都知的障害者福祉協議会では、障害者支援施設部会の部会長及び同協議会の役員として京都市、京都府への要望等に同席し、障害者施策の向上に取り組む。

◇課題

U-NETでの職員研修会においては、交替勤務の体制を取る施設であるため、土曜日に開催される研修会への派遣が困難であり、職員交流の機会を提供できていないのが現状となっている。

- ③ 地域への施設開放の推進を図る。

◇取り組み

施設の開放については、時間帯を定めておく。

災害時における福祉避難所として社会資源の機能を果たす。

◇評価

利用者が使用する時間帯を除いて施設（体育館）を開放し、高齢者のスポーツや保護者と幼児のふれあいの機会及びしゃくなげ共同作業所の日中活動に利用される機会を提供した。

◇課題

施設開放に際し、自治会の会報に掲載してもらう等、地域への施設開放について、住民への周知や広報に対し一層の工夫により、今後も地域貢献の一つとして積極的に取り組むことが必要とされる。

2-7 法人運営基盤の安定化及び強化

- ① 事業の展開及び安定的経営を検討、実施する。

◇取り組み

現状の経営状況を把握し、利用者の稼働状況を確保した上で安定的経営を図る。

◇評価

今年度当初に1名の新規利用者を受け入れ、施設入所支援は47名となる。年度内においてさらに1名の補充を予定したが、環境を整えられず1名に留まる。

◇課題

次年度（26年度）内に利用者の確保を行うが、27年度においては報酬改定があり、見通しが持ちづらい状況である。報酬単価の引き下げは直接、施設経営に関わる問題であるため、引き続き情勢を注視していく必要がある。

- ② 障害福祉情勢を把握し、今後における事業展開を検討し、法人運営基盤の強化に繋げる。

◇取り組み

- a) 法人基盤の強化を図るため、新たな事業展開に向けた検討と準備を実施する。
- b) 多様な利用ニーズに対応できる事業展開に向けた取り組みを行う。

◇評価

新たな事業展開、多角化に向けて検討を進め、京都市が公募した京都市若杉学園再整備事業にエントリーする。準備期間が短く、選定されるノウハウが無いため、実績を持つNPO法人朔日の会にコンサルテーションを受け、プレゼンテーションを実施するが、選定されず。

◇課題

多角的な事業展開や複数事業については、継続して検討を要する。単一事業だけの法人としては、年度末に示された報酬改定では実質的な減収となるため、法人収入を増やし、将来コスト（建替えコスト）を確保していかなければならない。

今後の多様化する障がい者ニーズに対して、入所型施設だけで対応は困難となり、地域生活支援を視野に入れた支援を視野に入れる必要がある。施設機能を地域へ活かしていく事業の検討を行う必要があると思われる。

現在、地域生活を営む障がい者は施設入所を希望されず、地域で活動し、地域で暮らす（GH：グループホーム等）ニーズが多い。そのような声に対応できる事業展開とともに、入所施設機能を活かし、必要とされるニーズに応えられる法人としての基盤の確立が必要と思われる。